

公 告

南部町告示第 126 号

南部町農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

なお、当該農用地利用計画の案に対して意見のある者（南部町の住民に限る。）は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、令和6年11月22日までに意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定に基づき、令和6年11月22日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和6年10月24日

南部町長 陶山 清孝



1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間

自 令和6年10月24日
至 令和6年11月22日

2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所

南部町役場法勝寺庁舎	西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町役場天萬庁舎	西伯郡南部町天萬558番地

3 意見書の提出先及び異議の申出先

〒683-0201
西伯郡南部町天萬558番地 南部町役場天萬庁舎産業課
(電話 0859-64-3783)

4 意見書の提出及び異議の申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出及び異議の申出は受付できない。

5 提出された意見書の取扱い

- (1) 提出された意見書の内容は原則公表するが、特定の個人を識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- (2) 意見書に対する個別の回答は行わないが、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告する際に、意見書の要旨及び処理結果を併せて公告する。